公募公告　　12 月 10 日(木曜)迄

下記のとおり公告します。

記

１．公募に付する事項

（１）件　　名　令和 9～13 年度労働大学校内における自動販売機の設置･運営業務の委託

（２）契約期間　令和9年4月1日～令和14年3月31日

２．公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

（１）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３）申請書提出日時点において、厚生労働省より指名停止措置又は当機構より競争参加の資格停止措置を受けている者でないこと。

（４）過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された者でないこと。

（５）警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに順ずるものとして、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（６）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

（７）次の事項を全て満たしている者であること。

①当該事業に関する契約を当機構との間で直接締結できる法人等であること。

②法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

③不正及び不誠実な行為がないこと。

（８）下記５の機構担当者から仕様説明を受けた者

３．契約候補者の選定

「企画提案書等提出要領」に基づき提出された企画提案書等について、審査基準表に基づき評価を行い、契約候補者を選定する。

なお、同点の者が複数存在する場合は、公開抽選会を行い契約候補者の決定を行うものとし、公開抽選会の開催要領については該当者へ別途通知する。

４．応募申し込み

公募への参加を希望する者は、当機構ホームページの「ホーム」＞「機構について」＞「調達関係」＞「入札等公告」内にある「入札関係書類・請求フォーム」により、公募関係書類の交付を請求すること。

＜公募関係書類の請求期間＞

令和８年 11 月 25 日（水）～12 月 10 日（木）（土・日・祝日を除く）10：00～16：00

独立行政法人労働政策研究･研修機構　総務部会計課　03-5991-5002

５．仕様内容等についての問い合わせ先（仕様説明担当者の連絡先）

公募に参加を希望する者は、公告期間中に担当者より仕様内容等について説明を受けるとともに労働大学校の自動販売機設置場所を確認すること。

埼玉県朝霞市溝沼 1983-2

独立行政法人　労働政策研究･研修機構　労働大学校研修推進課　井手

電話：048-463-1412

※仕様説明については、公告期間中随時受け付ける。事前に仕様説明担当者あてに電子メールまたは電話にて連絡し、日時を予約すること。

６．企画提案書の提出期限等

企画提案書は、紙による送付または持参にて提出を行うこと。

・提出期限：令和８年 12 月 16 日（水）15 時迄

・提出部数：正本１部　副本３部　計４部

・提出場所：〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

独立行政法人　労働政策研究･研修機構　総務部会計課（担当：遠藤和弘）

・提出方法：郵送などによる送付または持参

７．企画提案書等の無効

本公告に示した公募に参加する資格のない者、その他競争条件に違反した者の企画提案書等は無効とする。

８．契約に係る情報の公表

別添のとおり。

以上公告する。

令和８年 11 月 25 日

独立行政法人　労働政策研究・研修機構

契約責任者　溝口　進

（別紙）

契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされたところです。

ついては、以下により、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報に係る当機構に対する提供及び公表に同意された上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いします。

なお、案件への応札若しくは応募の行為又は契約の締結をもって同意されたものとさせていただきますので、ご了知願います。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること。

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。ただし、予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は除外する。

（２）公表する情報

前記（１）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 前記（１）の①に該当する再就職者の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供いただく情報

① 契約締結日時点における前記（２）の①の状況

② 契約締結日時点における直近の事業年度に係る総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引の実績

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにも拘わらず情報提供等の協力をいただけない場合は、その名称等を公表させていただくことがある。

なお、詳細については当機構のホームページ（https://www.jil.go.jp/）を参照のこと。